平成２４年（フ）第１６０号
神奈川県小田原市入生田119番地の１　Ｋ＆Ｙ入生田202号室
債務者　磯田　尚之
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２００号
神奈川県厚木市下荻野579番地１　ペアグリーンＢ102
債務者　原田　正明
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２３５号
京都市右京区嵯峨野芝野町10番地68
債務者　長澤かおり
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２４６号
京都市右京区梅ケ畑向ノ地町19番地13
債務者　ｓａ@ｐｌａｎ　フラワーチャンティこと　佐々木　剛
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４３号
長崎県大村市杭出津１丁目837番地４、前住所長崎県大村市久原１丁目565番地３
債務者　谷西　義明
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
長崎県諫早市日の出町35番13号　ハイツタナカ207号、前住所長崎県諫早市福田町46番20号
債務者　國松　英樹
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
長崎県大村市三城町1011番地　県営三城アパートＣ棟302号
債務者　椋田美智代
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
大分市大字里1320番地の11
債務者　小松　英之
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５号
大分県日田市大字北豆田1653番地26
債務者　岩下　理香
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第２２９号
千葉県松戸市串崎新田148番地の１　シャトーレ椚山203号、申立時の住所千葉県松戸市二十世紀が丘梨元町30番地　メゾン梨元301号
債務者　津ノ浦和久
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２３９号
千葉県柏市亀甲台町１丁目６番７号　米倉ハイツ101号
債務者　浦谷　　廣
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２４９号
千葉県松戸市小金原４丁目１番地の15　清水ハイツ204号
債務者　大沢　正行
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２５３号
千葉県松戸市二十世紀が丘梨元町62番地　染谷マンション104号
債務者　加藤　俊樹
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２５５号
千葉県我孫子市湖北台１丁目18番２―303号　コホクサンハイツ
債務者　鈴木藤佐江
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２６２号
千葉県松戸市松戸1667番地　第一晴光荘１号
債務者　池田　　薫
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２７４号
千葉県流山市加４丁目５番地の12　テラストネＡ―７
債務者　小田長　正
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２８２号
千葉県我孫子市白山２丁目15番10号
債務者　岡田　芳男
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部